

京都市訓令甲第43号

芸術大学

京都市立芸術大学授業料減免審査規程の一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市長 榎本頼兼

別表就学者のいる世帯であること。の項中「国立又は公立の高等学校」を「国立大学法人法第23条の規定により国立大学（同法第2条第2項に規定する国立大学をいう。以下同じ。）に附属させて設置する高等学校又は公立の高等学校」に、「国立又は公立の高等専門学校」を「独立行政法人国立高等専門学校機構法第3条に規定する国立高等専門学校又は公立の高等専門学校」に、「国立又は公立の大学」を「国立大学又は公立の大学」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(総務局芸術大学総務課)